

かすみがうら市議会運営委員会会議録

令和6年2月22日 午後1時24分 開 議

出席委員

委員長	矢口龍人
副委員長	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	小倉博
委員	久松公生
委員	櫻井健一

欠席委員

なし

委員外委員

議長	小座野定信
副議長	櫻井繁行

出席説明者

市長	宮嶋謙
総務部長	中泉栄一
市長公室長	横田茂

出席書記名

議会事務局	局長	金子俊文
	局長補佐	谷中博文
	係長	折本尚充

議 事 日 程

令和6年2月22日（木曜日）午後1時24分 開 議

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
 - (1) 令和6年第1回定例会の運営について
 - ・提出予定案件の概要について
 - ・請願等の取り扱いについて
 - (2) その他
5. 諮問に対する答申（案）について
6. 閉 会

開 議 午後1時24分

○矢口龍人委員長

皆さん、こんにちは。

時間前でございますけれども、全員そろいましたので、ただいまより開催させていただきます。ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。それでは、ただいまより議会運営委員会を開きます。

本日は市長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをいただきたいと思っております。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は第1回定例会招集告示日の市議会運営委員会、大変ご苦勞さまです。

それでは、第1回定例会に提出予定の議案につきまして、ご説明いたします。

本定例会に提出を予定しております議案については、全部で30件です。内訳といたしましては、先議をお願いする議案が4件あり、条例に関する議案が2件、予算に関する議案が2件です。そのほか通常の議案としまして、承認案件が1件、条例に関する議案が12件、予算に関する議案が10件、財産の貸付けに関する議案が1件、その他の議案が2件です。

なお、議案の概要につきましては、担当部長からご説明いたします。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、小座野議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

改めまして、こんにちは。

開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

本日は、1月10日に委員会に諮問させていただきました令和6年第1回定例会の運営につきまして、引き続きご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。議会事務局、折本係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりでございます。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

○矢口龍人委員長

本日の事件は、（１）令和６年第１回定例会の運営についてであります。

初めに、提出予定案件の概要についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（中泉栄一君）

予算以外の案件につきましては、私のほうから説明をさせていただきます。

議案概要書２ページ、議案第２号でございます。かすみがうら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定。

本条例は、人事院勧告より会計年度任用職員について、市職員の給与条例に準じて給与月額を平均１．１％引き上げ、期末手当の支給月数を改正、さらに勤勉手当を新設し、合わせて正職員同様ボーナスを年間４．５か月とするものでございます。

施行年月日は令和６年４月１日となりますが、給与の改正につきましては令和５年４月１日からの遡及適用となりますので、本件議案は先議の扱いということになります。

続きまして、議案概要書３ページ、議案第３号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、市手数料条例を改正するもので、１点目として、戸籍及び除籍に関わる電子証明書の発行手数料を新たに定めたこと、２点目として、消防法による許可申請のうちタンク貯蔵所に関わる手数料を増額するものとなります。

施行年月日は令和６年４月１日となりますが、戸籍法に関する手数料については令和６年３月１日からの施行となるため、本件議案も先議の扱いということになります。

続きまして、議案概要書の９ページ、議案第６号 かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の制定。

現在の公民館施設の位置付けの見直しを行い、コミュニティ施設として設置管理を行うため、条例を新規制定するものです。

（１）に設置の趣旨、（２）に名称及び位置、そしてこの条例の制定に伴い、附則により廃止する条例が（３）に、そして改正が必要な条例が（４）ということになります。

施行年月日は令和６年４月１日となります。

続きまして、議案概要書の１１ページ、議案第７号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定。

生活衛生などの関係行政の機能強化を図るため、関係法律の整備に伴い、水道法について権限の移管が生じるため、関係する条例を２の内容のとおり改定するものでございます。

施行年月日は令和６年４月１日となります。

続きまして、議案概要書１２ページ、議案第８号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定。

地方自治法及び地方自治法施行例の改正に伴い、議案概要書に記載の（１）のアからウの条例、（２）のアの条例で規定している引用条項に条ずれが生じたため、改正するものでございます。

施行年月日は令和６年４月１日となります。

次のページ、議案概要書の13ページ、議案第９号 かすみがうら市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定。

市役所窓口機能、千代田ショッピングモールのWonder Goo跡へ移転するための条例改正でございます。

新庁舎の名称をかすみがうら市中央庁舎とし、庁舎移転の記述が現時点で不透明であることから、施行年月日については別途規則により定めるとしております。

次のページの議案概要書14ページになります。

議案第10号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定。

議会事務局に新たに議会総務課を設置するのに伴い、議会事務局の課長の職務の追加、議会事務局長補佐を課長補佐に改正するものです。

施行年月日は令和６年４月１日となります。

次のページになります。議案概要書15ページ、議案第11号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例及びかすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第４条に規定する基本計画の更新に伴い、表題２つの条例を、２内容の（１）ア、イ、（２）ア、イのとおり改正するものです。また、条例の執行日につきましては、それぞれ令和６年３月31日から令和11年３月31日まで５年間延長するものとします。

施行年月日は令和６年４月１日となります。

議案概要書の17ページ、議案第12号 かすみがうら市医療福祉費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定。

茨城県の医療福祉等補助金交付要綱において、対象要件の拡大が見込まれることから、これに応じた改正をするものでございます。

内容としましては、（１）障害者手帳の交付を複数受ける者への支援は、そこに出ているア、イ、ウのとおり追加、そして新規拡充されます。また、（２）のところ、65歳以上75歳未満の障害認定を受けた者については後期高齢者医療へ移行しますが、この規定が散在して規定されていたため、国の基準により整理を行うものです。

施行年月日は令和６年４月１日となります。

続きまして、議案概要書の18ページ、議案第13号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定。

国民健康保険税について特別会計において負担する費用を確保するため、税率の見直しを行ったことによる改正となります。内容として、議案概要書に掲載している比較表をご覧くださいと思います。

施行年月日は令和６年４月１日となります。

議案概要書19ページ、議案第14号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及びかすみがうら市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定。

こちらは国の各府省で進めておりますデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランによるアナロ

グ規制の横断的な見直しにより、関係条例を改正するものとなります。

内容については、（１）のア、イと（２）のアをご参照ください。

施行年月日は令和６年４月１日となります。

議案概要書21ページでございます。

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定。

令和６年度から令和８年度までにおける第９期介護保険事業計画の策定に当たり、保険料率を定めるものであり、議案概要書の内容欄に第８期計画と第９期計画の比較を掲載しております。大きな改正点として、介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の改正により、標準13段階とする保険料の見直しを行うものとなります。

施行年月日は令和６年４月１日となります。

議案概要書23ページ、議案第16号 かすみがうら市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定。

条例で引用しております漁港漁場整備法が漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正されることから、所要の改正をするものでございます。

施行年月日は令和６年４月１日となります。

議案概要書24ページ、議案第17号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定。

健康寿命の延伸を目指し、福祉政策の充実を図っていくため、これまで支給の対象としていた77歳、88歳、99歳、100歳を、88歳、100歳に見直します。併せて条例を廃止し、告示による運用に移行するものとなります。

施行年月日は令和６年４月１日となりますが、支給の特例として、令和６年度に限り、令和５年度の祝金支給基準日の令和５年９月20日から令和６年３月31日までに誕生日を迎えるものについては祝金を支給するものといたします。

少し飛びます。議案概要書の47ページ、議案第28号 財産の貸付けについてでございます。

下天津小学校跡地を減額して貸し付けるものであり、貸付けの相手方は、近隣でエンジンの栽培、加工、販売などを行っている木田余西台の株式会社ヴェジスタとなります。

貸付期間は令和６年４月１日から令和16年３月31日までの10年間、貸付料は年額120万円となります。本来の適正価格は、そちらに出ているとおり年間約300万円となりますが、減額して貸し付ける理由として、地域農業の発展や災害時の緊急避難場所としての提供など、地域貢献に資することが挙げられます。

議案概要書49ページ、議案第29号 新市建設計画の変更。

合併特例債を有効に活用し、今後の事業を着実に推進するため、新市建設計画の期間の延長を行うとともに、今後の合併特例債活用予定事業を計画上、明らかにするものでございます。

内容としまして、計画の終わる時期を令和６年度から令和11年度に変更。活用事業に庁舎整備事業を記載、そのほかとして、財政計画や統計データなどを更新するものでございます。なお、発行可能残額は14億8000万円となります。

議案概要書51ページ、議案第30号 市道路線の変更。

中志筑地内の市道８－2237号線、延長89メートルについて、農業生産基盤整備事業に伴い路線を変更するものです。議案概要書52ページに路線図を掲載しておりますが、県道石岡つくば線の接道部分を起点とし、変更後の延長は28メートルとなっております。

議案概要書の説明は以上でございますけれども、また追加議案といたしまして、３月19日の議会最終日に諮問案件として、人権擁護委員の候補者の推薦について２名分の提出を予定しております。それともう1件、かすみがうら市指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改

正する条例については、2月29日の議会運営委員会、全員協議会で説明、3月6日の本会議へ提出、議案審査特別委員会へ付託という順番で進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

○市長公室長（横田 茂君）

それでは、私のほうから資料1ページ、まず承認第1号になります。

処分内容といたしましては、水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

補正額といたしましては、41万6000円の追加でございます。

内容ですけれども、令和6年能登半島地震に伴う被災自治体、事業者への支援に係る人件費を上限補正するというものでございます。

続きまして、議案第4号 一般会計補正予算（第11号）でございます。

こちらも先議案件ということでございます。

こちらにつきましては、歳入歳出予算の総額に、2億4881万4000円を追加するものでございます。

内容につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援交付金、こちらの経費の作業を行うため、計上が必要となっております。併せて繰越し処理をするものでございます。

続きまして、議案第5号 下水道事業会計の補正予算（第2号）でございます。

こちらも先議案件でございます。

補正額といたしましては、10万6000円の増額でございます。

こちらは会計年度職員の人件費の追加支給ということで、先ほどの会計年度職員の給与の変更分に対応するものでございます。

続きまして、議案第18号、25ページから40ページの間になります。

一般会計補正予算（第12号）でございます。

こちらは2億7163万9000円を追加するものでございます。

こちら最終の補正ということもございまして、内容は多岐にわたっております。大きなものだけを申し上げますと、退職手当の特別負担金、こちら31ページになりますけれども、4300万円超ですね。その次、減債基金の積立てとして5400万円超と、さらには後期高齢者の事業負担金、今画面のほうに出ていると思います。100万円超。34ページに至りまして、民間保育所の入所委託、こちらは2000万円超。同じく生活保護に係る国庫負担金、2000万円超。それと38ページ、真ん中あたりになりますけれども、都市計画調整としての国庫への負担金といたしまして、6億3844万1000円を計上してございます。こちら2.8ヘクタールのJR神立駅前の土地の既に頂いている補助金の返還分ということでございます。

概略は以上でございます。

続きまして、議案第19号でございます。

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の総額1232万3000円を追加するものでございまして、支払い準備基金への積立てと国庫への返還金でございます。

続きまして、議案第20号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正額は3546万1000円の追加でございます。

内容は、広域連合への納付金と一般会計の繰出金でございます。

続きまして、議案第21号 介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

7209万7000円の追加でございます。こちらも準備基金の積立てと一般会計の繰り出し、そのほか委託費として介護保険システムの改修委託を計上してございます。

続きまして、画面ではありませんけれども、こちらから議案第22号 令和6年度の一般会計の予算と

なります。

一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計と水道事業会計と下水道事業会計、6本続きます。

概略を申し上げますが、一般会計といたしましては176億6000万円、2.7%の減。国民健康保険特別会計としては41億350万円、5.4%の減。後期高齢者医療特別会計といたしましては11億1900万円、11.8%の増。介護保険特別会計といたしましては37億7100万円、1%の増。水道事業会計といたしましては収益的収支、資本的収支でございますけれども、収益的収支といたしましては10億5902万6000円で5%増、支出といたしましては10億5662万円、4%の増。資本的収支といたしましては3億3760万2000円、29.5%減、資本的収支の支出といたしまして6億8249万3000円、11.9%減。下水道事業会計のほうといたしましては、収益的収入として13億4608万9000円、3.8%減。支出も同額です。資本的収入といたしまして5億9506万9000円、18.9%の減。支出といたしまして8億7078万円、13.8%の減という当初予算でございます。後ほど概要としてご説明いたします。

27号まで、以上でございます。

○矢口龍人委員長

ただいまの件につきまして何かございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。
ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ご質問等がないようですので、これで執行部の方には退席をお願いいたします。
暫時休憩します。 [午後 1時48分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時48分]
次に、請願等の取扱いについてを議題といたします。
令和5年第4回定例会以降、本日までに陳情書1件を受け付けております。
それでは、陳情書をお目通し願います。
暫時休憩します。 [午後 1時48分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時49分]
お諮りいたします。
それでは、議長が受理しました「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」につきまして、先例のとおりその写しを議場に配付することでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。
次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。
答申（案）のデータをタブレット端末にお送りいたします。
暫時休憩します。 [午後 1時50分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時54分]
それでは、答申（案）につきましてご意見またはお気づきの点ございましたら挙手の上、ご発言をお

願います。

ご意見等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ご意見もないようですので、ここでお諮りいたします。

本案のとおり議長に答申し、委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしますが、そのほか何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

ここで委員各位にお知らせをいたします。

第1回定例会の議事日程等を審議するため、2月29日木曜日、午前9時から本委員会の開催を予定しております。詳細は各委員に追ってご連絡いたします。よろしく願いいたします。

以上であります。

ご苦労さまでした。

散 会 午後1時55分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 矢口龍人